

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第3号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和35年岩手県規則第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第7号（第8条関係） [略] 注 1 [略] 2 戸籍謄本又は戸籍抄本を添えてください。 3 業務を行おうとする場所を記載した書面を添えてください。 [略]	様式第7号（第8条関係） [略] 注 1 [略] 2 戸籍謄本、 <u>戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本又は戸籍抄本）</u> を添えてください。 3 業務を行おうとする場所を記載した書類を添えてください。 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後のクリーニング業法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。